

事務連絡

平成 30 年 5 月 11 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

水銀汚染防止法に基づく水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理に関する報告について

平素より、産業廃棄物行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

平成 29 年 8 月 16 日に水銀に関する水俣条約が発効し、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策により、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指す取組が始まっています。廃棄の段階においては、水銀廃棄物について環境上適正な方法で管理することとされています。

国内においては、水俣条約の発効日と同日に、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号。以下「水銀汚染防止法」という。）が本格施行されました。当該法令においては、下記のとおり水銀等を貯蔵する者又は水銀含有再生資源を管理する者は、主務大臣への定期的な報告が義務づけられています。また、水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理に当たっては、環境上適正な貯蔵及び管理のために措置を講ずることを指針において求めています。

貴職におかれましては、水銀等の貯蔵又は水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するため、引き続き環境上適正な貯蔵及び管理のための措置を講じた上で、下記の報告について遺漏なきよう貴管内廃棄物処理事業者への周知等に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

## 記

### 1 水銀等の貯蔵に関する報告

#### (1) 報告の対象

以下の水銀及び水銀化合物、またそれらの混合物（水銀又は水銀化合物の含有量が全重量の 95%以上であるもの）で、当該年度において事業所で貯蔵した最大量が 30kg 以上のもの。

（ただし、水銀含有再生資源及び廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものを除く）

- ・水銀（水銀以外の金属との合金に含まれる場合を含む。）
- ・塩化第一水銀
- ・酸化第二水銀
- ・硫酸第二水銀
- ・硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物
- ・硫化水銀（辰砂に含まれるものを含む。辰砂の場合は含有する硫化水銀の量が 30kg 以上の場合。）

- (2) 貯蔵に関する報告が求められる事項  
別添の「水銀等貯蔵報告書様式」参照

## 2 水銀含有再生資源の管理に関する報告

### (1) 報告の対象

水銀等又はこれらを含む物(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに規定する物(平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第一号)別表第3第27号に掲げるものに限る。)であって、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書IVBに掲げる処分作業がされ、又はその処分作業が意図されているもの(廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)のうち有用なもの。

対象物質については、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン Ver 1.1」を参照のこと。

- (2) 管理に関する報告が求められる事項  
別添の「水銀含有再生資源管理報告書」参照

## 3 提出期間

毎年度4月1日から6月30日までの間

(提出する水銀等の貯蔵又は水銀含有再生資源の管理に関する報告書に記入する報告事項については、前年度の4月1日から3月31日までの1年間の内容が対象。ただし、今年度の報告対象である平成29年度については、制度施行初年度であるため、水銀汚染防止法施行日の平成29年8月16日から平成30年3月31日までの期間が報告の対象。)

## 4 提出方法(廃棄物処理業に限る)

水銀等の貯蔵又は水銀含有再生資源の管理に関する報告は、書面により以下の提出先に持参又は送付

提出先：環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 特別廃棄物調査係  
東京都千代田区霞が関1-2-2

なお、報告書の作成に際しては、以下の当省ホームページをご確認願います。

- ・水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀等の貯蔵に関するガイドライン Ver1.1(平成30年4月 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室・経済産業省製造産業局化学物質管理課)

([http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/tyozo\\_g1-1.pdf](http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/tyozo_g1-1.pdf))

- 水銀等の貯蔵に係る報告様式（様式、別紙1，別紙2）  
(<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/yousiki5-2.doc>)
  
- 水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン Ver1.1（平成30年4月 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室・経済産業省製造産業局化学物質管理課）  
([http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/saisei\\_gl-1.pdf](http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/saisei_gl-1.pdf))
  
- 水銀含有再生資源の管理に係る報告様式（様式、別紙1，別紙2）  
(<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/yousiki6-2.doc>)

以上

**【担当】**

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物規制課 重松、光山、酒井  
電話：03-5501-3157